「21世紀にふさわしい公園づくり委員会」設置要綱(案)

(目 的)

第1条 「2005年日本国際博覧会長久手会場」となる元愛知青少年公園の博覧会 後の公園計画等について検討を行うため「21世紀にふさわしい公園づくり委 員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、愛知県知事が委嘱する別表1に掲げる委員により構成する。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、構成員の中から知事が依頼する。
 - 2 委員長は会務を総理し、委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 2 委員長は、必要がある場合、構成員以外の者を委員会に出席させることができる。
 - 3 委員長は、公園計画・施設計画等に関し専門的な検討を行うため、構成員、 構成員以外の者により会議を開催することができる。

(会議の公開等)

- 第5条 委員会は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。
 - (1) 愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合
 - (2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合
 - 2 会議の傍聴方法については別途定める。

(設置期間)

第6条 委員会は、平成16年度及び平成17年度の2カ年間、設置する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県建設部公園緑地課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月2日から施行する。